

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

武蔵境駅北口市有地有効活用事業（以下「本件事業」という。）に関する打合せ及び会議資料としての、i 当該市有地の活用方法に関する庁内打合せ・協議に関する会議録、添付資料、特にPPP手法導入までの経緯が確認できる物（以下「本件文書 i」という。）、ii 事前調査の対象となった事業者に関する資料、及び事業者との打合せ・協議に関する会議録（以下「本件文書 ii」という。）、iii PPP手法導入決定後、プロポーザル公募開始までの庁内での打合せ・協議及び、コンサルとの打合せ・協議に関する会議録・添付資料、特に募集条件等に関する意思決定の経緯が確認できる物（以下「本件文書 iii」という。）の開示請求に対する本件文書 i に係る一部開示決定（以下「本件決定 i」という。）、本件文書 ii に係る非開示決定（以下「本件決定 ii」という。）及び本件文書 iii に係る一部開示決定（以下「本件決定 iii」という。）について、下記文書及び下記部分は開示すべきであるが、その余の部分の判断は妥当である。

記

- (1) 後記3(1)アに示した本件決定 i で非開示とされた部分のうち、②平成27年3月23日打合記録の事業者名、③平成27年6月15日打合記録裏面の事業者名（PPP導入のテナントの例として挙げられた店名）、⑤平成27年3月6日打合記録裏面の事業者名、⑩平成27年3月23日打合記録の文章、⑪平成27年6月15日打合資料「グリーンモール市有地を活用した市政センター移転に関する検討」裏面の事業者名並びに⑫平成27年8月18日打合記録表面及び裏面の事業者名
- (2) 後記3(1)イに示した本件決定 ii で非開示とされた文書（ただし、本件事業の提案競技応募申込書の「(代表者)」欄の印影並びに「代表企業の連絡担当者」欄の所属部署・役職名、担当者名、所在地、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスの部分を除く。）
- (3) 後記3(1)ウに示した本件決定 iii で非開示とされた部分のうち、③平成28年6月2日「公民連携による武蔵境駅北口市有地有効活用事業地元説明会等について」の議員の名、④(⑧)平成27年11月5日打合記録票の事業者名、⑤「2016年1月28日議事録」の「4. 事業者ヒアリングについて②」のコンサルタント業者が行った「事業者ヒアリング」の事業者名、⑥同議事録の「6. その他」の本件事業に関する新聞記事を見て市に問合せを行った事業者名及び⑦「平成28年5月12日本件借地事業において共同企業体(JV)を結成することについて」の差出人であり、本資料を作成してコンサルタントに送付した法律事務所名及び弁護士名

2 本件の概要

- (1) 審査請求人は、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号。以下「条例」という。）

第8条に基づき、平成29年11月7日、実施機関に対し本件文書 i ないし iii の開示を請求したが、実施機関が、同月21日、本件文書 i について、条例第9条第3号、第6号イ及び第7号に該当するとして特定の事業者名等を非開示とし、本件文書 ii のうち事前調査の対象となった事業者に関する資料について、条例第9条第7号に該当し、事業者との打合せ・協議に関する会議録について、不存在であるとして非開示とし、本件文書 iii について、条例第9条第2号、第3号及び第7号に該当するとして特定の事業者名並びに法律事務所名及び弁護士名等を非開示としたので、平成29年11月30日、これを不服として「存在する文書においては全部開示を求める。また、開示しない場合はその部分と根拠規定を明確にすることを求める。」との審査請求を行った。なお、本件文書 ii のうち事業者との打合せ・協議に関する会議録は存在しないことが確認された。

(2) 審査請求人の審査請求の理由は次のとおりである。

ア 決定通知書において開示をしない部分の概要が明確になっていない部分がある等、条例第15条第1項に準拠していない。

イ 事業者名等を開示したとしても、会議録の内容から当該事業者の競争上又は事業運営上の地位、その他の社会的な地位が損なわれることにはならず、条例第9条第3号には該当しない。

事業者名等が明らかになっただけでは、当該事業の遂行に支障を及ぼすことにはならず、条例第6号イにも該当しない。

ウ 水面下でヒヤリングの対象になっていた事業者に関しては、平成29年5月29日付けで武蔵野市議会に提出された陳受29第9号「武蔵境駅北口市有地有効活用事業に係る疑惑に対して真相究明を求めることに関する陳情」の陳情審査の際に、当該事業のプロポーザルに応募していたことが明らかになっており、同事業へ応募した事業者名は既に開示されていることから、条例第9条第7号の適用も合理的でない。

エ 個人名に関しては開示しただけでは特定の個人を識別できず、個人の権利利益を害するおそれがないものまで非開示にされている可能性があり、条例第9条第2号と照合し該当しないものは開示すべきである。

オ 武蔵境駅北口市有地有効活用事業は市民の財産である市有地を民間事業者に貸付け、収益事業を行わせる事業であることから、公正で透明な執行が求められ、市は徹底した情報開示を行うべきである。

(3) 実施機関は、本件決定 i ～ iii の理由として、次のとおり説明している。

ア 本件決定 i について

実施機関は、行政文書の開示請求があつたときは原則として開示しなければならない(条例第9条)が、

(ア) 法人等に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものについては、非開示とされている(条例第9条第3号)。この「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、法人等の保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、公にすることにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められるもの(「情報公開事務の手引、平成14年1月武蔵野市」(以下「手引」という。))35頁、条例第9条第3号 事業活動情報の解釈7(1))等としている。また、条文の「地位が損なわれると認められる」とは、公にすることにより、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである

(手引 36 頁、条例第 9 条第 3 号 事業活動情報の解釈 8)。

(イ) 「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の中の、「イ契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(条例第 9 条第 6 号イ)については、非開示とされている。

(ウ) 「市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的と認められるもの」(条例第 9 条第 7 号)については、非開示とされている。

今回の開示請求事項は、条例第 9 条第 3 号、第 6 号イ及び第 7 号に該当すると判断したため、一部開示とした。

イ 本件決定 ii について

実施機関は、行政文書の開示請求があつたときは原則として開示しなければならない(条例第 9 条)が、第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの(条例第 9 条第 7 号)については、非開示とされている。

本件事業の事前調査は、武蔵野市プロポーザル実施ガイドラインに基づき、「市が抱える課題や市が求める提案が曖昧だと、業者は要求に合った良い提案や具体的な提案ができません。プロポーザル実施前に、業者に対し情報収集のための事前調査を行い、どんな提案を求めべきか、課題解決の実現可能性や必須条件を整理し、調査で得た情報を基にプロポーザルの実施方法や実施要領を具体的にしていきます。」という目的で匿名を前提に実施したものである。

よって、条例第 9 条第 7 号に該当するため、非開示とした。

なお、事業者との打合せ・協議に関する会議録は不存在である。

ウ 本件決定 iii について

実施機関は、行政文書の開示請求があつたときは原則として開示しなければならない(条例第 9 条)が、

(ア) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの(条例第 9 条第 2 号)は非開示とされている。

(イ) 前記ア(ア)と同旨

(ウ) 前記ア(ウ)と同旨

今回の開示請求事項は、条例第 9 条第 2 号、第 3 号、第 7 号に該当すると判断したため、一部開示とした。

3 審査会の判断

(1) 本件非開示部分及び本件非開示文書

ア 本件決定 i で非開示とされた部分

本件決定 i で、条例第 9 条第 3 号により非開示とされた部分は、①平成 27 年 3 月 6 日及び同月 23 日打合せ資料「A 案比較表」に記載された事業者名、②平成 27 年 3 月 23 日打合記録の事業者名、③平成 27 年 6 月 15 日打合記録裏面の事業者名（PPP 導入のテナントの例として挙げられた店名）、④平成 27 年 3 月 6 日打合記録裏面の個人名及び⑤平成 27 年 3 月 6 日打合記録裏面の事業者名、条例第 9 条第 6 号イにより非開示とされた部分は、⑥平成 26 年 12 月 26 日打合資料「市政センター・市有地の整備（案）」の下段部分並びに⑦平成 27 年 3 月 6 日打合記録表面の事業者名、平成 27 年 3 月 6 日「市政センター・市有地の整備について」の「旧法務局民間建築物」の事業者名及び平成 27 年 3 月 23 日「市政センター・市有地の整備について」の「旧法務局民間建築物」の事業者名、条例第 9 条第 7 号により非開示とされた部分は、⑧平成 26 年 12 月 26 日打合資料「市政センター・市有地の整備（案）」の上段部分、⑨平成 27 年 3 月 6 日及び同月 23 日打合資料「A 案比較表」に記載された事業者名（①と同一文書）、⑩平成 27 年 3 月 23 日打合記録の文章、⑪平成 27 年 6 月 15 日打合資料「グリーンモール市有地を活用した市政センター移転に関する検討」裏面の事業者名並びに⑫平成 27 年 8 月 18 日打合記録表面及び裏面の事業者名である。ただし、⑪及び⑫については本件審査中に非開示理由として条例第 9 条第 3 号が追加された。

イ 本件決定 ii で非開示とされた文書

実施機関が本件事業のプロポーザルの事前調査の対象となった事業者に関する資料であると特定して非開示とした文書は、当該事業者が本件事業のプロポーザルに応募した際に実施機関に提出した「資格審査書類一式」と題する当該事業者名及び構成員名が記載された書面、本件事業の提案競技応募申込書（以下「応募申込書」という。）並びに当該事業者の定款及び会社案内であり、これらは、条例第 9 条第 7 号により非開示とされた。ただし、本件審査中に非開示理由として条例第 9 条第 3 号が追加された。

なお、当該事業者との打合せ・協議に関する会議録は、不存在であるとして非開示とされた。

ウ 本件決定 iii で非開示とされた部分

本件決定 iii で、条例第 9 条第 2 号により非開示とされた部分は、①平成 27 年 11 月 30 日打合記録の個人名、②平成 28 年 5 月 27 日「公民連携による武蔵境駅北口市有地有効活用事業に関する状況報告」における個人名及び③平成 28 年 6 月 2 日「公民連携による武蔵境駅北口市有地有効活用事業地元説明会等について」の個人名等、条例第 9 条第 3 号により非開示とされた部分は、④平成 27 年 11 月 5 日打合記録票の事業者名、⑤「2016 年 1 月 28 日議事録」の「4. 事業者ヒアリングについて ②」のコンサルタント業者が行った「事業者ヒアリング」の事業者名、⑥同議事録の「6. その他」の本件事業に関する新聞記事を見て市に問合せを行った事業者名及び⑦平成 28 年 5 月 12 日「本件借地事業において共同企業体(JV)を結成することについて」の差出人であり、本資料を作成してコンサルタントに送付した法律事務所名及び弁護士名、条例第 9 条第 7 号により非開示とされた部分は、⑧平成 27 年 11 月 5 日打合記録票の事業者名（④と同一）である。

(2) 法人等の地位及び事業活動上の正当な利益を害するおそれのある情報該当性

市が取得し、作成した本件文書の非開示は、事業者利益保護を勘案しつつも、本来例外的に行うべきものである。したがって、条例第 9 条第 3 号にいう非開示理由がある場合とは、法的保護に値する程度の蓋然性をもって開示による事業上の利益侵害が生じ得る場合を指すものと解される。

ア 本件決定 i で非開示とされた部分について

①は平成 27 年 3 月 6 日及び同月 23 日打合資料「A 案比較表」に記載された事業者名であるが、同表は、事業者名ごとの建築単価や賃料等の提示であって、これは事業者名を除いて既に開示されており、個別の事業者名を開示することは、事業上の利益侵害が生じ得る可能性があり、法的保護に値する蓋然性があると認められる。また、④平成 27 年 3 月 6 日打合記録裏面の個人名が開示されれば、既に開示されている発言との照合により、利害関係者等から反発を受けるおそれがあり、事業上の利益侵害が生じ得る可能性があり、法的保護に値する蓋然性があると認められる。それに対して、②、③、⑤、⑪及び⑫の事業者名は、既に本件事業は稼働しており、現段階でこれらの事業者名を開示しても、当該事業者の競争上の地位が具体的に侵害される可能性があるとはいえず、非開示にするほどの法的保護に値する蓋然性があると認められないので、開示すべきである。

実施機関は、⑪及び⑫の事業者名について条例第 9 条第 3 号を根拠として非開示理由を追加するにあたり、事前調査のこの時点で事業者は公募に応募したわけではなく、事業化を検討する上で資料の提供や聴取りに応じた事業者であり、この時点における事業者名を開示することは、営業活動を行う事業者において市への信頼を損なうばかりでなく、正当な営業活動の一環であったにもかかわらず、当該事業者について市民に誤解を与える恐れがあり、類似する事業の営業活動に支障が生じる等当該事業者の競争上の地位が侵害されると認められると主張する。しかし、一般に事業者が事前調査のために資料を提供することや聴取りに応じることは違法でも不当でもなく通常の営業活動として行われるものであるといえるから、当該事業者名を開示することによって当該事業者が不当な営業活動を行ったとの誤解を市民に与えるおそれがあるとは考えられないので、この観点からも事業者名が同号の非開示情報に該当するとはいえない。

よって、①及び④は非開示が妥当であるが、②、③及び⑤の事業者名は開示すべきである。⑪及び⑫の事業者名は、条例第 9 条第 7 号により非開示とされた部分でもあるが、後記(5)アのとおり、同号該当性も認められないから、開示すべきである。

イ 本件決定 ii で非開示とされた文書について

前記(1)イに示した文書の非開示情報該当性を判断するにあたり、当審査会は、審査請求人が主張する陳情審査が行われた平成 29 年 6 月 16 日の武蔵野市議会総務委員会の会議録を見聞したところ、実施機関は、同総務委員会において、当該事業者名は明らかにしなかったが、当該事業者は当初 PPP に関する売込みに来たこと、実施機関は日本 PFI・PPP 協会とアドバイザー一委託契約を締結した段階で当該事業者による事前調査を打ち切ったこと、及び当該事業者は本件事業のプロポーザルに応募したが選外となったことを説明したことが確認された。また、実施機関は、本件以外の開示請求に対し、当該事業者を含む全応募者の応募申込書及び構成員調書を、各企業の担当者氏名等の個人情報及び印影を除き開示している。

実施機関は、条例第 9 条第 3 号を根拠として非開示理由を追加するにあたり、事前調査は、事業者の営業活動をきっかけとした資料提供も合わせ「公にされない第三者が信頼した任意提供情報」であって、事業者のノウハウのみならず事業者名も非公表とすることを前提に実施されることが通例となっているものであり、あわせて事前調査の時点で当該事業者は公募に応募したわけではなく、事業化を検討する上で資料の提供や聴取りに応じた事業者であり、この時点における事業者名を開示することは、正当な営業活動の一環であったにもかかわらず、当該事業者につ

いて市民に誤解を与える恐れがあり、類似する事業の営業活動に支障が生じる等当該事業者の競争上の地位が侵害されると認められると主張する。しかし、当該事業者名は、前記(1)アの⑪及び⑫と同一の事業者名であり、上記アで判断したとおり、条例第9条第3号の非開示情報に該当するとはいえない。

次に、前記(1)イに示した文書について、事業者名以外の情報について検討するに、応募申込書については、「(代表者)」欄の印影は条例第9条第3号の法人等の地位及び事業活動上の正当な利益を害するおそれのある情報に該当するが、他の部分は、同号の非開示情報に該当しない。ただし、同申込書の「代表企業の連絡担当者」欄の所属部署・役職名、担当者名、所在地、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスは条例第9条2号の個人情報に該当する。定款については、簡素なものであり、定款に記載された情報の多くは公にされている登記事項と同一の情報であり、その余の情報も当該事業者の機微にわたる情報であるとは認められず、公にすることにより法的保護に値する程度の蓋然性をもって事業上の利益侵害が生じ得るとは認められない。したがって、条例第9条第3号の非開示情報に該当するとはいえない。その他の文書については、いずれも当該事業者が営業活動に際し取引相手その他の関係者に提供する情報であって、当該事業者のノウハウが含まれているものでもないもので、これらを開示しても当該事業者等の競争上の地位が具体的に侵害される可能性があるとはいえず、条例第9条第3号の非開示情報に該当するとは認められない。

また、後記(5)イのとおり、前記(1)イに示した文書は、いずれも条例9条第7号の任意提供非開示情報にも該当するとはいえない。よって、応募申込書の「(代表者)」欄の印影及び「代表企業の連絡担当者」欄の所属部署・役職名、担当者名、所在地、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスは非開示とし、これらを除く部分ないし文書はすべて開示すべきである。

ウ 本決定iiiで非開示とされた部分について

④は事前調査のためにヒアリングを行った事業者であり（前記(1)アの⑪及び⑫と同一の事業者）、⑤はヒアリングの段階での事業者の1つであり、⑥は新聞記事を見て問い合わせただけの事業者であって、いずれも、正式に応募したものではない。しかしながら、既に本件事業は稼働しており、現段階でこれらの事業者名を開示しても、当該事業者の競争上の地位が具体的に侵害される可能性があるとはいえず、非開示にするほどの法的保護に値する蓋然性があると認められない。

また、⑦の法律事務所及び弁護士の業務は、コンサルタント的な事業活動におけるものであるとはいえ、業務自体は、弁護士活動に他ならない。したがって、法律事務所名及び弁護士名が開示されても、社会的地位や競争上の地位が損なわれることはないものであり、非開示にするほどの法的保護に値する蓋然性があるとはいえない。

したがって、⑤ないし⑦はすべて開示すべきである。④の事業者名は、条例第9条第7号により非開示とされた部分（⑧）でもあるが、後記(5)ウのとおり、同号該当性も認められないから、開示すべきである。

(3) 契約、交渉に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報該当性

市が結ぶ契約や交渉においては、その財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されることがあってはならない。しかし、その財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されるおそれは、

単なる抽象的な可能性では足りず、そのおそれに法的保護に値する蓋然性が認められなければならない（手引41頁、行政運営情報の解釈4）。したがって、条例第9条第6号イにいう非開示理由がある場合とは、法的保護に値する程度の蓋然性をもって開示による行政の財産上の利益侵害がもたらされる場合及び当事者としての地位が不当に害され得る場合を指すものと解される。

本件決定 i で非開示とされた⑥は、「武蔵境開発事務所」の跡地についての武蔵野市の処理方針に関する情報であって、現段階では未決定であり、また、⑦は、「旧法務局民間建築物」における民間人と武蔵野市との契約に関する事項であるから、これらを開示すると、市の財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されるおそれが、法的保護に値する蓋然性をもって認められるので、非開示が妥当である。

よって、⑥及び⑦は非開示とすべきである。

(4) 個人情報該当性

本件決定 iii で条例9条第2号により非開示とされた部分のうち、①は、本件事業に関する駅前協役員への説明の場に出席し、発言した個人の名であり、②は、「駅前協役員への事前説明（5月18日）」中に記載されている個人名であり、いずれも駅前協役員の名であることが明らかであるので、条例第9条第2号の特定の個人を識別することができる情報に該当する。③は、本件事業の地元説明会において意見を述べた議員の名並びに本件事業の選定委員候補者の個人名、所属団体名及び役職名であり、いずれも同号の特定の個人を識別することができる情報に該当する。しかし、当該議員は、公務員である議員の職務の一環として本件事業の地元説明会に出席して意見を述べているものであり、議員の名は当該公務員の職務の遂行に係る情報のうちの当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報であるといえるから、同号ウの除外情報に該当する。

よって、①及び②並びに③のうち本件事業の選定委員候補者の個人名、所属団体名及び役職名は非開示とすべきであるが、③のうち議員の名は開示すべきである。

(5) 任意提供非開示情報該当性

第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的と認められるものは非開示と法定されている（条例第9条第7号）が、これは非開示を前提とした情報の任意提供は、一般的に他に知らされないという認識及び信頼のもと、このような情報を公にした場合、当該第三者との信頼関係が損なわれるおそれがあることから定められたものである。この任意提供非開示情報に該当する情報とは、条例第9条第7号によれば、実施機関の要請を受けて、任意に提供した情報について、一般的公表ではなくて個別の開示請求に関して、当該第三者が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものであって、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮されるべき情報である（手引42頁、条例第9条第7号 任意提供情報の解釈）。

ア 本件決定 i で非開示とされた部分について

実施機関によれば、非開示部分の⑧及び⑩ないし⑫（なお、⑨は①と同一の情報であって、これは条例第9条第3号にいう非開示情報に該当するので、以下では検討の対象外とする）。は、事業化を検討する上で資料の提供や聴取りに応じた事業者に関する情報である。その限りでは、当該情報の提供時には、当該事業者の事業案は具体的であって、当該第三者が属する業界、業種等

の通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があった。しかしながら、既に本件事業は稼働しているのであるから、現段階において、⑩の文章並びに⑪及び⑫の事業者名を非開示とすべき合理的理由はない。それに対して、⑧の特定事業者の改革スケジュールは、現段階においても改革途上のものであるから、公にしないことに合理的な理由がある。

よって、⑩ないし⑫は開示すべきであるが、⑧は非開示とすべきである。

イ 本件決定 ii で非開示とされた文書について

前記(1)イに示した本決定 ii で非開示とされた文書は、本件事業の事前調査の対象となった事業者が本件事業のプロポーザルに応募する際に実施機関に提出した文書であり、当該事業者が実施機関の要請を受けて提出したのではなく、本件事業の事業者選定の審査を受けるために自発的に提出したものであるから、そもそも条例第9条第7号の「第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報」に該当しない。

なお、実施機関は、本件事業の事前調査は匿名を前提として実施したものであると主張しているから、事前調査の対象となった事業者名が任意提供非開示情報に該当し、当該事業者名が記載されている上記文書全体が当該事業者に関する情報であって任意提供非開示情報に該当すると主張しているものと解される。当該事業者名は、前記(1)アの⑪及び⑫と同一の事業者名であるが、上記アのとおり、当該事業者が事前調査の対象となったことを示す当該事業者名は任意提供非開示情報に該当するとはいえないので、当該事業者名が記載されていることを以って上記文書が任意提供非開示情報に該当するともいえない。

ウ 本件決定 iii で非開示とされた部分について

⑧(④と同一)は、事前調査のためにヒアリングを行った事業者の名であり、前記(1)アの⑪及び⑫と同一の事業者名であるが、上記ア及びイのとおり、当該事業者が事前調査の対象となったことを示す当該事業者名は任意提供非開示情報に該当するとはいえないので、開示すべきである。

(6) 審査請求人は、決定通知書の記載の仕方について条例に準拠していないと主張しているが、これは、本件決定 i の「開示しない部分の概要」欄が空白であることを指すものと思われる。この点につき、実施機関は、武蔵野市情報公開事務取扱要綱第4条(5)キ(イ)に照らし、対応が不十分であったが、今後は同要綱に則り適切に対応していくと述べている。当審査会としても、今後は適切な対応がなされることを期待するものである。

(7) ところで、実施機関に対する意見聴取によって、本件で開示請求の対象として実施機関が特定した文書以外にも対象となる行政文書が存在することが明らかとなった。それは、本件文書 i について、①平成26年9月12日付けの「JR武蔵境駅東側高架下暫定整備について」、②同年11月21日付けの「武蔵境駅東側市有地の取り扱いについて」、③平成27年3月12日付けの「武蔵境試算表」、④同年4月14日付けの「武蔵境北口市有地活用に係わる事業性の検討方法について」、⑤同年5月18日付けの「武蔵境北口プロジェクト 地産地消店舗展開について」、⑥同年5月29日付けの「武蔵境北口市有地活用に係る事業性評価について」及び⑦同年8月5日付けの「武蔵境試算表」、本件文書 iii について、⑧「武蔵境駅北口広場修景施設について」である。実施機関は、平成30年6月27日付けで、①及び⑧は開示し、②は一部開示とし、③～⑦は全部非開示とする決定を行い、審査請求人に通知したことが認められるが、当初から、適切に開示請求の対象である行政文書を特定して対処すべきであったことを付言しておきたい。なお、当該決定については本答申の対象外である。

以上により、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
平成29年12月22日	諮問
平成30年1月18日	実施機関より理由説明書收受
平成30年1月26日	審議（第15期第2回審査会）
平成30年2月19日	実施機関より資料收受
平成30年3月5日	審議（第15期第3回審査会）
平成30年4月10日	実施機関より資料收受
平成30年4月23日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第15期第4回審査会）
平成30年5月14日	審査請求人より意見書收受
平成30年5月28日	実施機関より補充説明書收受
平成30年6月5日	審議（第15期第5回審査会）
平成30年7月3日	審議（第15期第6回審査会）
平成30年8月21日	審議（第15期第7回審査会）